

平成16年10月  
警察庁長官官房

「国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針案」に対する意見の募集の結果について

警察庁は、平成16年9月17日から10月7日までの間、「国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針案」に対する意見の募集を行いました。頂いた御意見の要旨及びこれに対する警察庁の考え方は以下のとおりです。

1 意見の総数  
3件

2 頂いた御意見の要旨及びこれに対する警察庁の考え方

(1) 本指針案「第1 目的」について

(頂いた御意見の要旨)

本指針の適用対象となる事業者を具体的に明らかにしてほしい。公益法人や個人が含まれるのか等についても明らかにしてほしい。

(御意見に対する考え方)

本指針案の対象となる事業者は、国家公安委員会が所管する事業を行う者及び個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第36条第1項ただし書の規定により国家公安委員会が主務大臣として指定された個人情報の取扱いを行う個人情報取扱事業者とすることを考えております。国家公安委員会が所管する事業は、例えば、警備業、自動車教習所業等であり、国家公安委員会が所管する事業を行う者は、当該事業を行う者であれば、法人であるか、個人であるかを問わないこととすることを考えております。

(2) 本指針案「第4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項」について

(頂いた御意見の要旨)

- ・ 利用目的の特定について「利用目的を特定しなければ取得してはならない」とする方が良い。
- ・ 利用目的による制限について例外規定を削除する方が良い(少なくとも利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を使用したことを本人に通知するようにする方が良い。)
- ・ 第三者提供の制限について例外規定を削除する方が良い(少なくとも第三者に提供したことを本人に通知するようにする方が良い。)

(御意見に対する考え方)

本指針案については、法に定める利用目的の特定、利用目的による制限、第三者提供の制限等について、法の定める義務に比べて一律に厳格な内容を定めることを目的とするのではなく、法の規定の内容を明確化し、又は法の定める義務の履行に資する事項等を定めることとすることを考えております。

( 頂いた御意見の要旨 )

個人情報の適正な取得に関し、具体例等を明示してほしい。

( 御意見に対する考え方 )

個人情報の適正な取得に関して本指針案に定める「偽りその他不正の手段」としては、例えば、不正の意図をもって隠し撮りをする場合や十分な判断能力を有していない子どもから不正に親の個人情報を取得する場合等が想定されます。

( 頂いた御意見の要旨 )

本指針では、情報システム安全対策指針で規定されている対策について、個人情報保護対策に関する事項を除き、安全管理措置として実施することとされているが、整理すべきではないか。

( 御意見に対する考え方 )

情報システム安全対策指針は、情報システムに係る犯罪、不正行為等の未然防止等を目的とし、事業の種別又は規模を問わず、情報システムの管理者等を広く対象として、情報システムに係る安全対策を定めたものであり、個人情報保護対策に係る規定も同指針の目的・対象を前提としたものとなっております。

情報システム安全対策指針が定めるネットワーク、ホスト等における技術的安全管理等に関する対策は、国家公安委員会が所管する事業を行う者等においても実施すべきものと考えられますが、個人情報の取扱いに関しては、法第8条に基づく指針として、本指針案が、国家公安委員会が所管する事業を行う者等を対象として、その講ずべき措置についてより詳細な内容を規定することを考えております。

(3) その他

行政処分等の判断基準を明示してほしいとの御意見を頂きましたが、この点については、本指針案とは別に明らかにすることを検討しております。

このほか、本指針案「第3 基本理念」の規定を徹底してほしい等の御意見を頂きました。